

# 令和8年度 吉野川市移住促進空き家リノベーション支援事業

移住者や空き家の利活用により地域の活性化を図るため、吉野川市の空き家バンクに登録された空き家を購入した(借りた)移住者(移住予定者)が、その空き家を居住目的でリノベーションする工事の一部に対する費用を補助します

## 対象となる建物の条件

- ・移住者(移住予定者)が居住目的で購入した(借りた)本市の空き家バンクに登録されたもの
- ・移住者(同一世帯員を含む)が自ら居住し、10年間活用するもの
- ・耐震性を有するもの、または本事業とあわせて耐震改修工事を実施するもの
- ・購入建物は移住者(申請者)名義の登記が完了しているもの

## 対象者

- ・移住する直近の過去5年間、吉野川市に居住していなかった移住者
- ・既に移住している場合は、申請時点で1年を経過していない者
- ・市税の滞納がない者
- ・以前にこの補助金の交付を受けていない者
- ・同一の工事に他の補助金を充当していない者(充当する予定のない者)

## 補助要件

- ・吉野川市内の業者または個人事業主が、各法令に基づき工事を施工すること
- ・工事完成時の市の完了検査や後日の各検査に協力し、書類等は保管しておくこと
- ・市が補助金の返還等が必要と判断した場合は、市が指定した期日までに指定した額の補助金を返還すること

## 補助対象経費

- ・市が要綱で定めたもので、用途に供するための工事、安全性向上のための工事、増改築工事、省エネ工事、バリアフリー工事、スマート化工事など

## 補助金額

- ・対象工事費の2/3 上限額:320万円

## 事業の申し込み【申請受付中】

先着順により募集枠が埋まり次第終了となります。ただし、キャンセル待ちや翌年度以降実施に関する相談は受け付けますのでお問い合わせください。

## お問い合わせ・申込先

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1  
吉野川市役所 建設部 都市計画住宅課 建築営繕室  
電話 0883-22-2224  
FAX 0883-22-2246